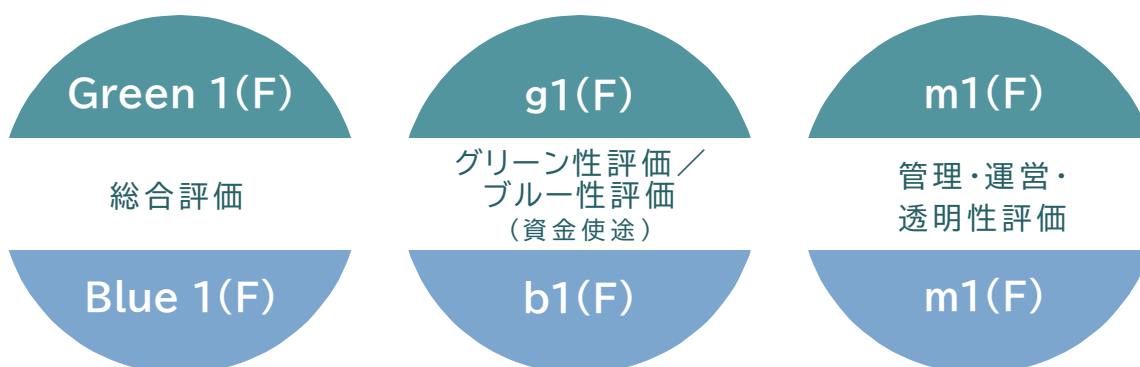


株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおりグリーン／ブルーファイナンス・フレームワーク評価結果を公表します。

秋田県

グリーン／ブルーファイナンス・フレームワーク

新規



Blue の評価結果については、Green 評価のうち、ブループロジェクトについての評価である。

発行体	秋田県
評価対象	秋田県 グリーン／ブルーファイナンス・フレームワーク

評価の概要

▶▶▶1. 秋田県の概要

秋田県は、東北地方の北西部に位置し、県土の面積は約 11,638km²と全国第 6 位の広さである。13 市、9 町、3 村の合計 25 市町村で構成されており、国勢調査が行われた 2020 年 10 月の人口は約 95 万人と全国の都道府県別人口では第 38 位に位置する。人口減少率と高齢化率（総人口に占める 65 歳以上人口の割合）は全国最大である。

秋田県には、多数の河川や湖が存在し、各地に水の恵みを与え、それらによって豊かな森林が育まれている。県土の 70%は森林が占めており、天然秋田スギで知られる通り、スギ人工林が多い。また、青森、秋田両県にまたがる白神山は、広大な原生的ブナ林を擁し、世界遺産に登録されている。この森林資源を活かして、古くから林業が盛んであった。現在は、風況の良さ等の環境特性

より、洋上風力の適地として注目されており、2023年8月時点で、海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾（基地港湾）を2つ有する唯一の県である。

▶▶▶2. 秋田県のESGに関する県政及び脱炭素に向けた取り組み

秋田県は、2022年3月、「～大変革の時代～ 新秋田元気創造プラン（2022～2025年度）」を県政運営の指針となる最上位計画として策定した。その中で、時代の潮流や社会経済情勢の変化に対応するために取り組むべき重点戦略を定め、当該戦略に基づく取組のうち、特に注力すべきものとして行政資源を効果的・効率的に投入する3つの施策を「選択・集中プロジェクト」に位置付けている。「選択・集中プロジェクト」のひとつに「カーボンニュートラルへの挑戦」を掲げ、森林資源や洋上風力など、秋田県の有する豊富なポテンシャルを活かした気候変動への対応を通して、地方創生の取組を推進している。また、秋田県の環境施策の基本的な方向性を示す「第3次秋田県環境基本計画」は、新秋田元気創造プランを環境分野から推進する。また、新秋田元気創造プラン及び環境基本計画に基づき、地球温暖化対策を総合的に推進するための基本的な計画として「第2次秋田県地球温暖化対策推進計画（2022～2030）」を策定しており、「2030年度における秋田県の温室効果ガス排出量を2013年度比で54%削減する」という目標を設定している。

秋田県は、2023年7月に梅雨前線の停滞による大雨が降り、全半壊10件、床上床下浸水が7,000件を超える甚大な浸水被害を受けた（8月22日現在）。この経験から、気候変動対策は喫緊の課題であると認識を強めている。

▶▶▶3. グリーン／ブルーファイナンス・フレームワークについて

今般の評価対象は、秋田県がグリーン／ブルーボンド及びローン（以下、総称して「グリーン／ブルーファイナンス」）により調達する資金を、環境改善効果を有する用途に限定するために定めたグリーン／ブルーファイナンス・フレームワーク（本フレームワーク）である。JCRでは、本フレームワークが「グリーンボンド原則¹」、「グリーンローン原則²」、「グリーンボンドガイドライン³」及び「グリーンローンガイドライン⁴」に適合しているか否かの評価を行う。加えて、本フレームワークのブループロジェクトについては、「ブルーファイナンスガイドライン⁵」、「持続可能なブルーエコノミーファイナンス原則⁶」等を踏まえJCRが作成した評価手法に則り、ブルーファイナンスとしての適格性評価を行う。これらは原則又はガイドラインであって法的な裏付けを持つ規制ではな

¹ International Capital Market Association (ICMA) "Green Bond Principles 2021"

<https://www.icmagroup.org/green-social-and-sustainability-bonds/green-bond-principles-gbp/>

² Loan Market Association (LMA)、Asia Pacific Loan Market Association(APLMA)、Loan Syndications and Trading Association (LSTA) "Green Loan Principles 2023"

<https://www.lsta.org/content/guidance-on-green-loan-principles-glp/>

³ 環境省 「グリーンボンドガイドライン 2022年版」

<https://www.env.go.jp/content/000062495.pdf>

⁴ 環境省 「グリーンローンガイドライン 2022年版」

<https://www.env.go.jp/content/000062495.pdf>

⁵ International Finance Corporation(IFC) "Guidelines for Blue Finance 2022"

https://www.ifc.org/wps/wcm/connect/industry_ext_content/ifc_external_corporate_site/financial+institutions/resources/guidelines-for-blue-finance

⁶ 国連環境計画金融イニシアティブ(UNEP FI: United Nations Environment Programme Finance Initiative) "Sustainable Blue Economy Finance Principles"

<https://www.unepfi.org/blue-finance/the-principles/>

いが、現時点において国内外の統一された基準として当該原則及びガイドラインを参照して JCR では評価を行う。

秋田県は、「新秋田元気創造プラン」、「秋田県環境基本計画」及び「秋田県地球温暖化対策推進計画」等で策定した目標及び方針に沿って、本フレームワークの適格クライテリアを設定した。具体的には、再生可能エネルギー、生物自然資源及び土地利用に係る環境持続型管理、気候変動への適応が資金使途として特定されている。また、適格プロジェクトの実施に際しては、環境や社会に対する負の影響を考慮し、適切な対応を行なうことが定められている。以上より、JCR は本フレームワークで定めた資金使途について、環境改善効果が期待されるものであると評価している。

JCR は、資金使途の対象はいずれも高い環境改善効果を有すると評価している。また、プロジェクトの選定プロセス、資金管理体制およびレポーティングについても適切に構築され、透明性が高いと評価している。

この結果、本フレームワークについて、JCR グリーンファイナンス評価手法に基づき、「グリーン性評価（資金使途）」を“g1(F)”、「管理・運営・透明性評価」を“m1(F)”とし、「JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価」を“Green 1(F)”とした。また、同評価手法に基づき、本フレームワークのブループロジェクトについては、「ブルー性評価（資金使途）」を“b1(F)”、「管理・運営・透明性評価」を“m1(F)”とした。この結果、「JCR ブルーファイナンス・フレームワーク評価」を“Blue 1(F)”とした。本フレームワークは、「グリーンボンド原則」、「グリーンローン原則」、「グリーンボンドガイドライン」、「グリーンローンガイドライン」、「ブルーファイナンスガイドライン」及び「持続可能なブルーエコノミーファイナンス原則」において求められる項目について基準を満たしていると JCR は評価している。

目次

■評価フェーズ1：グリーン性評価・ブルー性評価

I. 調達資金の使途

【評価の視点】

【評価対象の現状と JCR の評価】

1. プロジェクトの環境改善効果について
2. 環境・社会に対する負の影響について
3. SDGs との整合性について

■評価フェーズ2：管理・運営・透明性評価

I. 資金使途の選定基準とそのプロセス

【評価の視点】

【評価対象の現状と JCR の評価】

1. 目標
2. 選定基準
3. プロセス

II. 調達資金の管理

【評価の視点】

【評価対象の現状と JCR の評価】

III. レポーティング

【評価の視点】

【評価対象の現状と JCR の評価】

IV. 組織のサステナビリティへの取り組み

【評価の視点】

【評価対象の現状と JCR の評価】

■評価フェーズ3：評価結果（結論）

I. 調達資金の使途
【評価の視点】

本項では、最初に、調達資金が明確な環境改善効果をもたらすグリーンプロジェクトに充当されているかを確認する。次に、資金使途において環境・社会への負の影響が想定される場合に、その影響について社内の専門部署又は外部の第三者機関によって十分に検討され、必要な回避策・緩和策が取られているかについて確認する。最後に、持続可能な開発目標（SDGs）との整合性を確認する。

▶▶▶ 評価対象の現状と JCR の評価

秋田県が本フレームワークで資金使途としたプロジェクトは、秋田県の総合計画、環境基本計画等が目指す気候変動緩和・適応等の目標を達成するための重要な施策であり、環境改善効果が期待される。

資金使途にかかる本フレームワーク

本県ファイナンスの資金使途として、下表1の事業（以下「適格プロジェクト」という。）に充当されます。

表 1. 対象プロジェクト例と環境面での便益

	グリーン適格プロジェクト分類名	対象プロジェクト例	環境面での便益
①	再生可能エネルギー	A) 能代港ふ頭用地造成事業（海洋再生可能エネルギー発電設備の導入拡大） ※ B) 工業団地整備事業（全ての電力を再生可能エネルギーで供給する再生可能エネルギー工業団地を整備）	A) 風力発電の拠点形成に伴う再エネ導入拡大 B) 再エネ使用の活用促進
②	生物自然資源及び土地利用に係る環境持続型管理	C) 林道事業（持続可能な森林経営に向けて、林道、林業専用道の整備）	C) 森林資源の持続的な利用に向けた再造林の推進
③	気候変動への適応	D) ①河川改修事業、②県単河川改良、③県単河川等環境維持修繕事業（河道の掘削等） E) 通常砂防事業 F) 地すべり対策事業 G) 急傾斜地崩壊対策事業 H) 海岸防災対策事業 I) 治山事業	D) 洪水被害等の軽減 E) 土石流等、土砂災害を防止 F) 地すべり災害を防止 G) 崖崩れによる災害を防止 H) 波浪による侵食被害を抑制 I) 山地災害や地すべりによる被害防止

※・・・当該プロジェクトは、海洋保全に資するプロジェクトでもあると考えられるためグリーン適格プロジェクトであると同時にブルー適格プロジェクトとしても評価しています

【本フレームワークに対する JCR の評価】

秋田県では、県政運営の指針である「～大変革の時代～ 新秋田元気創造プラン（2022～2025 年度）」を策定している。秋田県は、本プランの中で、時代の潮流や社会経済情勢の変化に対応するために重点的に取り組むべき政策として6つの重点戦略を掲げている。重点戦略に基づく取組のうち、特に注力すべきものとして行政資源を効果的・効率的に投入する「選択・集中プロジェクト」の1つに「カーボンニュートラルへの挑戦」を位置付けている。

秋田県は、環境の保全に関する施策の方向性を示すため、秋田県環境基本条例に基づき、2021 年度から 2030 年度を計画期間とする「第3次秋田県環境基本計画」を策定している。秋田県は、前身の第2次秋田県環境基本計画策定時から、豊かな自然環境と生物の多様性が保全される「豊かな水と緑あふれる秋田」を将来に継承することを目指しており、同計画に基づき、生物多様性の保全、自然と人とが共存した持続可能な農業、林業、漁業の推進といった取組を進めた結果、県の環境は概ね良好に維持されている。これを踏まえて、第3次秋田県環境基本計画においても引き続き目指すべき将来像に向けて、これらの取組を推進する方向性である。加えて、地球規模の環境問題の顕在化、人口減少、高齢化社会といった県の社会的な課題にも対応する必要があると認識のもと、本計画の中でこれらを包括的に対処するための環境施策の方向性を以下の通り定めた。



図 1：秋田県環境基本計画における将来像・基本方針・施策の方向性⁷

⁷ 出典：秋田県環境基本計画（令和3年3月）

さらに、新秋田元気創造プランの「選択・集中プロジェクト」のうち「カーボンニュートラルへの挑戦」及び環境基本計画の地球環境保全への積極的な取組を推進するための計画として、「第2次秋田県地球温暖化対策推進計画【改定版】(2022-2030)」を策定している。同計画では、「2030(令和12)年度の温室効果ガス排出量を2013(平成25)年度比で54%削減」を県の目標として掲げ、部門別・施策別にも細かく目標を定めている。また、秋田県の強みである森林吸収量を活かすことで、国の目標値を上回る設定となっている点が特徴である。本計画は、地球温暖化対策推進法第21条において策定が義務付けられている「地方公共団体実行計画(事務事業編)」及び「地方公共団体実行計画(区域施策編)」に位置付けられると共に、気候変動適応法第12条において策定するよう努めるものとされている「地域気候変動適応計画」にも位置付けられている。

上記計画のほかにも、新秋田元気創造プランを推進するための個別計画である、「第2期秋田県新エネルギー産業戦略」等を踏まえ、秋田県は本フレームワークにおける資金使途を定めている。

1. プロジェクトの環境改善効果について

①グリーン/ブループロジェクトについて

資金使途1-1：再生可能エネルギー（能代港ふ頭用地造成事業）

資金使途1-1は、洋上風力発電の建設補助・メンテナンスを行うための拠点である能代港のふ頭用地造成事業である。本造成事業により洋上風力発電の持続的な活動に貢献し、再生可能エネルギー導入を増加させるため、環境改善効果が見込まれる。本資金使途は、「グリーンボンド原則」及び「グリーンローン原則」における「再生可能エネルギー」、「グリーンボンドガイドライン」及び「グリーンローンガイドライン」に例示されている資金使途のうち、「再生可能エネルギーに関する事業」に該当する。

秋田県は、本フレームワークにおいて、洋上風力発電の建設補助・メンテナンスを行うための拠点である能代港ふ頭用地（大森地区）の造成を資金使途としている。

風力発電は、風のエネルギーを電気エネルギーに変える発電方法で、風が吹く間は昼夜を問わず発電することが出来る。したがって、風力発電は化石燃料による発電を代替するものであり、温室効果ガス削減効果を有するクリーンなエネルギーである。また、国土が狭い日本においては、太陽光発電・陸上風力発電等を導入することは限定的であるため、洋上風力発電の導入が期待されており、第6次エネルギー基本計画⁸でも、「再エネ海域利用法に基づく洋上風力の案件形成加速」が2030年に向けた政策対応のポイントとして挙げられている。

能代港は秋田県北部米代川河口に位置し、その沖は風況が良好であること、遠浅の地形が続くことなどから、着床式洋上風力発電に対するポテンシャルが高いとされている。このような洋上風力発電に適した自然環境であることから、2020年2月に港湾法に基づく「海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾（基地港湾）」として指定されている。また、同年7月に能代港を含む秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖は「洋上風力発電事業の促進区域」にも指定されている。すでに能代港周辺では、港湾区域内を含め複数の洋上風力発電事業の計画が進められており、さらに導入が活発化すると考えられていることから、洋上風力発電事業の進展により、新エネルギー供給拠点のハブと

⁸ 資源エネルギー庁「エネルギー基本計画の概要」
https://www.enecho.meti.go.jp/category/others/basic_plan/pdf/20211022_02.pdf

しての役割が期待されている。能代港は、この複数の洋上風力発電事業計画に近接しているポテンシャルを活かして、海洋再生可能エネルギー発電設備の導入を促進するための拠点としての役割が求められている。そのため、周辺で計画されている洋上風力発電の設置及び維持管理を安定して行うためのふ頭再編及び機能強化を図る必要がある。

本フレームワークでは、秋田県が行う、能代港周辺における洋上風力発電の設置及び維持管理の拠点である大森ふ頭用地の整備事業を資金使途としている。具体的には、ふ頭用地（10.4ha）造成に係る埋立、護岸を行う。このふ頭用地は、洋上風力発電部材を輸送する船舶の係留施設、荷さばき、一時保管、組立てを行う場所として活用される。

秋田県は、大森ふ頭用地における生物の生息環境について、本造成事業に係る環境影響調査を自主的に行い、生物の生息・生息環境及び生態系への影響が軽微であることを確認している。また、大森ふ頭用地の埋立に使用する土砂は、直近に位置する米代川に堆積した土砂を利用する予定である。米代川の土砂は山から流れてくる過程で土砂が溜まりやすく、定期的に浚渫する必要があり、取り除いた土砂の有効活用となっている。また、能代市沖の洋上風力発電の促進区域は、ガン・カモ・ハクチョウ類等の渡り鳥の集団飛来地が近く、渡り鳥の主要な移動経路となっている可能性があるほか、実施区域及びその周辺の海域は、県の魚であるハタハタ等の産卵場及び稚魚の生育場並びに溯河性魚類であるサクラマス等の重要な回遊経路となっている可能性がある等、海域生物等の生息又は生息環境として重要な海域となっている。本件の洋上風力発電事業者は、2021年12月に選定されており、国及び秋田県は洋上風力発電事業者に対して、風車が設置された場合の鳥類等生息環境やバードストライクに係る調査、基礎工事が海洋生物に与える影響等を把握して、環境保全措置を講ずることを忠告している。洋上風力発電事業者は上記の対応を行い、環境影響評価の手続きを進めている。上記の対応は現状、IFCのブルーファイナンスガイドライン及びUNEP FIの“Turning the Tide: How to finance a sustainable ocean recovery-A practical guide for financial institutions”の附属書⁹に示されている項目を著しく脅かすものではないと考えられる。これより、負の影響は適切に緩和・管理がされるとJCRは評価している。

本資金使途は、洋上風力発電設備そのものに対する投資ではないため、直接環境改善効果に寄与するものではないが、当該洋上風力発電設備の建設補助・メンテナンスのために必要不可欠な拠点であることから、間接的に環境改善効果に貢献するため、JCRは再生可能エネルギーとして評価する。

本項で対象とするプロジェクトは、新秋田元気創造プランにおける選択・集中プロジェクトの「カーボンニュートラルへの挑戦」における「①脱炭素社会に対応した産業の構築」に貢献する。また、「第2期秋田県新エネルギー産業戦略（平成28年～令和7年）」において最重要プロジェクトと位置付けられている「重点プロジェクトⅠ洋上風力の継続的な導入拡大と国内最大級の産業拠点形成に向けた取組推進」及び「重点プロジェクトⅢ再エネ発電施設等の建設工事、部品製造、運転・保守への県内企業の参入拡大促進」に貢献する。さらに、秋田県の温室効果ガス排出量削減目標、資金使途2で詳述する秋田県の再生可能エネルギー発電導入量に係る目標にも資するものである。

⁹ <https://www.unepfi.org/publications/turning-the-tide/>



図 2：能代港の位置および大森ふ頭用地造成事業対象地区¹⁰

ブループロジェクト要件について

資金使途は、IFC ガイドラインを参照して策定した JCR グリーンファイナンス評価手法に定めるブルーファイナンスとしての要件をすべて満たしているか、以下の観点で確認する。

要件 1: 評価対象となる債券または借入金等により調達される資金が、IFC 及び/又は UNEP FI SBEFI 実践ガイドに記載されたブルーファイナンス領域に該当するか。

秋田県が本フレームワークで定めたプロジェクトは、IFC のブルーファイナンス領域のうち、以下の通り該当する。

各プロジェクトのブルーファイナンス領域

プロジェクト	ブルーファイナンス領域	(参考) グリーンボンド原則
洋上風力発電のメンテナンス事業	1. 洋上再生可能エネルギー	再生可能エネルギー

要件 2: 本プロジェクトは、持続可能な海洋経済あるいは水インフラに関連した明確な環境改善効果がある。当該ブループロジェクトは、少なくとも SDGs 目標 6 又は 14 に関連したターゲットの達成に対する貢献度が明らかであるか。

秋田県が本フレームワークで定めたプロジェクトは、SDGs 目標 6 又は 14 に関連したターゲットのうち、以下の通り該当する。ターゲットの詳細は「3. SDGs との整合性について」に記載の通りである。

¹⁰ 出典：国土交通省 海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾（基地港湾）制度の概要 (<https://www.mlit.go.jp/kowan/content/001459708.pdf>) 及び、秋田県提供資料

各プロジェクトのSDGs 目標

プロジェクト	SDGs 目標	ターゲット
洋上風力発電のメンテナンス事業	目標 14：海の豊かさを守ろう	14.2

要件 3：グリーンボンド原則・グリーンローン原則で示されるプロジェクト分類のいずれかに該当するか。

秋田県が本フレームワークで定めたプロジェクトは、グリーンボンド原則で示されるプロジェクト分類に該当する。該当に関しては、要件 1 に記載の通り。

要件 4：本プロジェクトの実施が他の SDGs 目標（特に 2、7、12、13、15）の達成に対して深刻なリスクをもたらさないか。

本フレームワークで定めたブループロジェクトは港湾整備に関するものであり、食料の減少及び再生可能エネルギーの利用に負の影響はないと考えられる。

港湾整備が行われる際、温室効果ガスの排出は予想されるが、港湾整備は洋上風力発電を継続的に利用されることを目的としており、全体で見れば環境改善効果の方が高いといえる。

以上から、秋田県が本フレームワークで定めたブループロジェクトは SDGs 目標(2、7、12、13、15)に対して深刻なリスクをもたらさない。

要件 5：環境改善効果が明らかにネガティブな影響を上回っているか（定量化され、比較可能であることが望ましい）。他のグリーン/ブループロジェクトの実施に著しい損害を及ぼさないことが確認されているか。対象事業は IFC Performance Standard や World Bank EHS Guidelines あるいはそれと同等の ESG 基準に準拠して運営が行われているか。UNEP FI SBFI が定める対象除外事業（洋上石油・ガス採掘事業、深海採鉱事業及びその他の非持続可能な慣習が行われていると考えられるセクター）ではない（Minimum Safeguard）か。

本プロジェクトは、「3. 環境・社会に対する負の影響について」に記載の通り、環境への負の影響を適切に管理・緩和しているほか、上述の基準をすべて満たしている。

要件 6：ローンの場合、金融機関は UNEP FI の持続可能なブルーファイナンス原則（Sustainable Blue Finance Principles）を遵守しているか。

秋田県は、本フレームワークに基づく借入について、金融機関が UNEP FI SBFP の趣旨に賛同していることの重要性を認識している。

以上より、資金使途 1-1 はブルー性を有していると JCR は評価している。

②グリーンプロジェクトについて

資金使途 1-2：再生可能エネルギー（工業団地整備事業）

資金使途 1-2 は、全ての電力を再生可能エネルギーで供給する工業団地を整備する事業である。本整備事業により、再生可能エネルギーの導入が促進されるため、環境改善効果が見込まれる。本資金使途は、「グリーンボンド原則」及び「グリーンローン原則」における「再生可能エネルギー」、「グリーンボンドガイドライン」及び「グリーンローンガイドライン」に例示されている資金使途のうち、「再生可能エネルギーに関する事業」に該当する。

秋田県は、風力発電による電力をはじめとした秋田県産再生可能エネルギー由来電力を 100%供給する工業団地（下新城地区）の整備を資金使途の対象としている。再生可能エネルギーは、温室効果ガス排出削減効果を有するクリーンなエネルギーであり、化石燃料等の限りある資源に依存しない。秋田県は、前述の通り、基地港湾として選定された能代港に加え、秋田港も基地港湾として選定されており、その他にも洋上風力発電の適地が多い。また、火山も多く有しており、地熱エネルギーの利用も活発である。こういった環境適性を活かして、再生可能エネルギーの導入量が着実に増加しており、風力発電は全国 1 位、地熱発電は全国 2 位の導入量を誇っている。秋田県は、これら再生可能エネルギーの利用を一層推進することで、地球温暖化対策推進計画で掲げた温室効果ガス排出削減目標である「2030（令和 12）年度において 2013（平成 25）年度比で 54%の削減」の達成を目指している。具体的な再生可能エネルギー導入量の目標としては、新エネルギー産業戦略において、図 4 の通り定めている。本資金使途は、再生可能エネルギー導入を促進することで、これらの目標への達成に貢献することが期待される。

	風力	地熱	太陽光	水力	バイオマス
県内導入量 (kW)	約 64 万 6 千	13 万 4,749	29 万 7,738	30 万 2,716	10 万 6,300
全国導入量 (kW)	約 443 万 9 千	55 万	5,984 万	2,776 万	約 315 万
全国に対する県内導入量の割合	14.6%	24.5%	0.5%	1.5%	3.4%
全国における秋田県の順位	<u>1位</u>	<u>2位</u>	45位	16位	—

※風力・・・2020年12月末現在。（日本風力発電協会調べ）※地熱・・・2021年1月末現在。

※太陽光・・・2020年12月末現在。※水力・・・2020年3月末現在。※バイオマス・・・2017年3月末現在。

図 3：秋田県における再生可能エネルギー導入状況¹¹

¹¹ 出典：第 2 期秋田県新エネルギー産業戦略（改訂版）

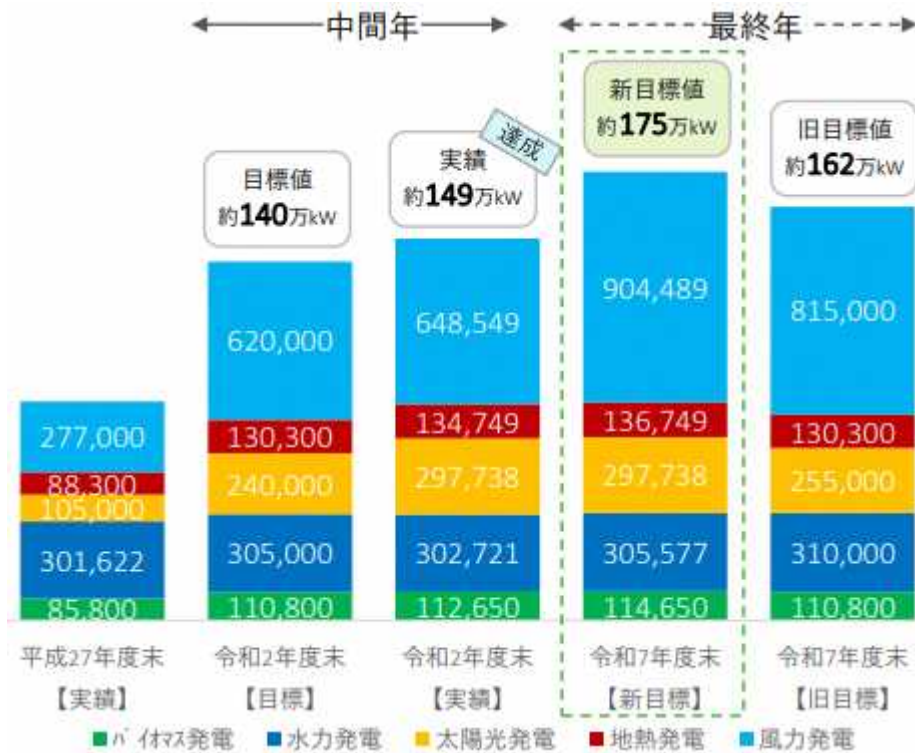


図 4：秋田県における再生可能エネルギー導入目標¹²

本資金使途の対象である工業団地（下新城地区）では、県内外の企業を誘致し、企業の電力需要に合わせて工業団地内の太陽光発電・県営水力発電・洋上風力発電・卒 FIT 風力発電等を組み合わせ、再生可能エネルギーを供給する想定である。秋田県は、工業団地再生可能エネルギー活用企業の立地や再生可能エネルギー供給設備等の設置に係る土地の取得及び造成を主に担う。本事業を通じて、再生可能エネルギーの導入がより一層促進されるため、脱炭素社会の構築に貢献することが期待される。

再生可能エネルギー導入の促進は、温室効果ガス排出削減に寄与するだけでなく、県内の経済活動の活性化にも重要な役割を果たしている。秋田県の試算によると、約 14 万 kW 規模の港湾内洋上風力の導入ケースでは、約 270 億円の生産額増加、2,645 人の雇用創出の効果が見込まれている¹³。

さらに、再生可能エネルギー関連産業による経済効果だけでなく、大手企業を中心にカーボンニュートラルを目指す企業が増えている中、非化石証書やクレジットを利用した仮想的な再生可能エネルギーではなく、実際に太陽光や風力といった再生可能エネルギーで発電した電力を直接供給できるという点が企業誘致における強みとなると秋田県は考えている。現在、再生可能エネルギー電気は、非化石証書やバーチャル PPA のように、「温室効果ガスを排出しない」という環境価値だけを購入する手法も認められている。しかし、太陽光発電のような昼と夜で発電量が異なる再生可能エネルギー電源では、再生可能エネルギーの希少性が時間帯ごとに変動するにもかかわらず、この希少性の価値が非化石証書やバーチャル PPA による取引では反映されない。例えば、昼間に余剰になった太陽光発電による電気を市場に売る代わりに、夜間に足りなくなった電気を火力発電で賄っても、期間を通算した非化石証書の発電量と、需要家の消費量が一致していれば、見かけ上の温室

¹² 出典：第 2 期秋田県新エネルギー産業戦略（改訂版）概要

¹³ 第 2 期秋田県新エネルギー産業戦略（改訂版）

効果ガス排出量はゼロとなる。このような問題を回避するため、電力と再生可能エネルギーの環境価値を切り離さず、24時間365日、100%リアルタイムの再生可能エネルギー電力需給の実現を目指す動きが出てきている。2021年に、国連が、電力系統にある全ての電源の全時間100%リアルタイム再生可能エネルギー化を実現するための技術開発や基準構築を行うイニシアティブである「24/7 Carbon Free Energy Compact¹⁴」を創設し、2023年8月現在、133の企業及び団体が加盟している。「24/7 Carbon Free Energy Compact」では、①再生可能エネルギー電力需給の1時間毎の厳格な同時同量（Time-matched procurement）と、②再生可能エネルギー電力の同一系統内での調達（Local procurement）という次世代規格構築を提唱しており、本規格では非化石証書やバーチャルPPAは認められない。秋田県は、こういった世界の動きも見据え、直接リアルタイムで再生可能エネルギーを供給できる体制を目指している。JCRは、本事業について、本質的な再生可能エネルギーの普及を後押しする計画として評価する。再生可能エネルギー電力の確保や需給調整について、今後、工業団地に立地する企業と協調して、着実な安定供給が行われることを期待する。

本項で対象とするプロジェクトは、新秋田元気創造プランにおける選択・集中プロジェクトの「カーボンニュートラルへの挑戦」における「①脱炭素社会に対応した産業の構築」に貢献する。また、「第2期秋田県新エネルギー産業戦略（平成28年～令和7年）」において最重要プロジェクトと位置付けられている「重点プロジェクトⅢ再エネ発電施設等の建設工事、部品製造、運転・保守への県内企業の参入拡大促進」に貢献する。また、秋田県の温室効果ガス排出量削減目標、再生可能エネルギー発電導入量に係る目標にも資するものである。

資金使途2：生物自然資源及び土地利用に係る環境持続型管理（林道事業）

資金使途2は、持続可能な森林経営、持続可能な自然資源の保全に貢献するものであるため、環境改善効果を有する。本資金使途は、「グリーンボンド原則」及び「グリーンローン原則」における「生物自然資源および土地利用に係る環境持続型管理」、「グリーンボンドガイドライン」及び「グリーンローンガイドライン」に例示されている資金使途のうち、「自然資源・土地利用の持続可能な管理に関する事業」に該当する。

秋田県は、本フレームワークにおいて、持続可能な森林経営のための林道の整備を資金使途の対象としている。秋田県は、条例¹⁵で林道整備の基本理念として、林道整備は「林業の持続的な発展を図る上での重要な基盤」であると定めている。

秋田県は、森林面積が広大な県土の約70%を占め、そのうち50%が針葉樹林を中心とした人工林で、その大半がスギ人工林である。「天然秋田スギ」は、木曽ヒノキ、青森ヒバと並んで日本三大美林の一つとして知られている。全国屈指のスギ人工林資源量と素材生産量を誇る秋田県は、製材から合板、集成材など各種の木材加工企業が古くから集積する、日本有数の林業・木材産業県である。また、ユネスコの世界自然遺産に登録されている白神山地に代表されるように、ブナ林などの原生的な自然も有している。

¹⁴ 国連が主導した24時間365日、100%リアルタイムの再エネ電力需給の実現を目指すイニシアティブ。米国連邦政府やGoogle・Microsoft、スタンフォード大学など、欧米を中心に世界の100以上の組織が加盟している。
<https://gocarbonfree247.com/>

¹⁵ 秋田県林内路網の整備の促進に関する条例

秋田県は、「第3次秋田県環境基本計画」において、「豊かな水と緑あふれる秋田」を目指すための基本方針の1つに「自然と人との共生可能な社会の構築」を掲げ、森林については、これまで林業・木材産業をはじめ森林から享受してきた恩恵を将来にわたって守るために、森林の適切な維持・管理を通じた生態系の保全が重要と認識している。すなわち、本資金用途によって、森林へのアクセスを目的とした林道が整備されることにより、造林、間伐等の森林整備が促進される。その結果、森林を健全な状態に保つことができ、森林における生物多様性の保全、水源涵養機能や土砂流出などの災害防止機能の向上につながる。

また、造林、間伐等の森林整備を行うことは、森林が有する水源涵養機能や土砂流出などの災害防止機能を高めるばかりでなく、CO₂ 吸収量の増加による地球温暖化防止にも繋がる。県内の森林の大半を占める杉は、成長に伴って CO₂ 吸収量が低減することが知られており、再造林による杉林の若返りは CO₂ 吸収の観点でも重要である。

さらに、秋田県は、新秋田元気創造プランの農林水産戦略において、林業・木材産業の成長産業化と上記のような森林の多面的機能の持続的な発揮の両立を目指しており、再造林面積を、現状 332ha（2020 年度）から、2023 年度 604ha、2024 年度 675ha、2025 年度 750ha にする目標を掲げている。

以上より、本項の資金用途は、「第3次秋田県環境基本計画」における基本方針と整合している。また、新秋田元気創造プランにおける選択・集中プロジェクトの「カーボンニュートラルへの挑戦」における「②森林・木材による CO₂ 吸収・貯蔵機能の強化」及び秋田県の温室効果ガス排出削減目標にも貢献することが期待される。

資金用途3：気候変動への適応（河川事業、砂防事業、海岸防災対策事業、治山事業）

資金用途3は、秋田県の気候変動適応計画である「第2次秋田県地球温暖化対策推進計画【改定版】（2022-2030）」に掲げる「第7章 気候変動への適応策」に資する気候変動適応事業である。秋田県は、気候変動による気象の極端化による災害の増加を想定して適応事業を計画しており、これらの施策によってその災害が未然に防止される見込みであるため、環境改善効果を有すると考えられる。資金用途3は、「グリーンボンド原則」及び「グリーンローン原則」における「気候変動への適応」、「グリーンボンドガイドライン」及び「グリーンローンガイドライン」に例示されている資金用途のうち、「気候変動に対する適応に関する事業」に該当する。

秋田県は、以下に詳述の通り、国際的なイニシアティブである Climate Bonds Initiative が定めている Climate Resilience Principles で求められる6ステップと同等の手続きを経て、適応事業に取り組んでいることを、JCR は開示資料および秋田県へのヒアリングによって確認した。



「第2次秋田県地球温暖化対策推進計画【改定版】（2022-2030）」では、気候変動を見据えた適応策について、気候変動適応における7つの分野（農業・林業・水産業、水環境・水資源、自然生態

系、自然災害・沿岸域、健康、産業・経済活動、県民生活等）とそれぞれの項目における重大性、緊急性、確信度と秋田県における地域特性を踏まえて、その影響に対する適応策を特定している。本フレームワークで定める気候変動適応策は、自然災害・沿岸域及び県民生活等の項目に該当する。

分野	大項目	小項目	国による気候変動影響評価			秋田県への影響の有無	秋田県への影響の評価
			重大性	緊急性	確信度		
自然災害 ・沿岸域	河川	洪水	● 社経環	●	●	○	A
		内水	● 社経環	●	●	○	A
	沿岸	海面水位の上昇	● 社経	▲	●	△	-
		高潮・高波	● 社経	●	●	△	A
		海岸浸食	● 社経環	▲	●	-	-
	山地	土石流・地すべり等	● 社経環	●	●	△	A
	その他	強風等	● 社経環	●	▲	△	-

図 5：秋田県における適応分野の整理¹⁶

【河川】

秋田県は、本フレームワークにおいて、豪雨等による洪水被害の防止・軽減を図るため、①河川改修事業、②県単河川改良、③県単河川等環境維持修繕事業を資金使途の対象としている。具体的には、河道の拡幅・掘削・築堤、護岸整備、堤防・護岸の補修が該当する。なお、①河川改修事業と②県単河川改良事業は、財源の違いで区別されている。③県単河川等環境維持修繕事業は、①②と異なり、あくまで維持管理事業であるため、河道の掘削が対象である。

秋田県は、北に白神山地のニツ森や藤里駒ヶ岳、東に奥羽山脈の八幡平や秋田駒ヶ岳、南に鳥海山など 1,000～2,000m 級の山々に三方を囲まれており、これらの山々を水源とした雄物川（流域面積 4,710km²）、米代川（同 4,100km²）、子吉川（同 1,190km²）の 3 つの一級河川で大きな圏域が形成されている。

秋田地方気象台および仙台管区気象台のデータによると、秋田県を含む東北日本海側の年降水量に有意な変化傾向がみられない一方、1 時間降水量 30mm 以上の発生回数は、長期的に増加しているとみられる。現在は約 0.1 回/年であるが、2℃上昇シナリオ、4℃上昇シナリオいずれのケースでも将来は増加することが予測されている¹⁷。

過去には、2017 年 7 月に、活発な前線の影響で非常に激しい雨となり、雄物川水系の川が氾濫し、秋田県全域で浸水被害が発生した。また、2023 年 7 月には梅雨前線の停滞によって長期間大雨が降り続き、同じく県全域で浸水被害が発生した。施設の被害は、全半壊 10 件、床上床下浸水が

¹⁶ 第 2 次秋田県地球温暖化対策推進計画【改定版】(2022-2030) より JCR 作成

¹⁷ 仙台管区気象台ウェブサイト <https://www.data.jma.go.jp/sendai/knowledge/climate/change/akita.html>

7,000件を超える¹⁸。この浸水被害は、主として下水道や水路から排水しきれない雨水があふれる内水氾濫による影響が大きかったものの、16の河川において氾濫が観察された。

このような浸水被害を防止・軽減し、地域の風土・文化等の実情に応じた河川整備を推進するため、秋田県は水系毎に河川整備基本方針と河川整備計画を策定している。基本方針では過去の水害を踏まえて、達成すべき長期的な目標となる計画高水流量などを定め、整備計画では整備の優先性、環境面等を総合的に判断して個別事業を明確にしている。

秋田県は、新秋田元気創造プランにおいて、これらの適応策を実施し、河川整備率¹⁹を現状46.4%（2020年度）から、2023年度46.7%、2024年度46.8%、そして2025年度46.9%となるように目指しており、本項の資金使途はその目標に貢献する。また、社会資本総合整備計画「頻発する災害へ対応し、安全・安心を確保した生活基盤づくり（防災・安全）」において、浸水被害解消面積の目標として、2022年度末130haから、2024年度末までにかけて270haにまで増やす目標を掲げており、本項の資金使途はこの目標にも貢献する。



図 5：2023年7月大雨被害状況（旭川 河川浸食による護岸崩壊の様子）²⁰

¹⁸ 令和5年7月14日からの大雨による被害状況等について（第24報・8月22日16時00分現在）

¹⁹ 県管理河川について、河川法に基づく河川整備を行った河川の割合。改修済延長数/要改修延長数で表され、令和4年3月末時点では955.3km/2,051.1km=46.6%、令和5年3月末時点では、957.8km/2,051.1km=46.7%となっている。

²⁰ 出典：秋田県提供資料

【通常砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業】

秋田県は、本フレームワークにおいて、大雨等による土石流、地すべり、がけ崩れ等の土砂災害から地域の安全を確保するための砂防事業を資金使途の対象としている。具体的な事業内容としては、通常砂防事業として砂防堰堤の整備、地すべり対策事業として地すべり防止施設（地すべり防止区域に設置する排水施設や擁壁（抑制工・抑止工））の整備、急傾斜地崩壊対策事業として急傾斜地崩壊危険箇所を設置する法枠工の整備（防止工事）を想定している。

秋田県は、地質の大部分がもろく崩れやすい地質であること、県土に平地が少ないため、谷の出口の扇状地や山地斜面の下にも多くの人家があることから、土砂災害が発生しやすい地域が多い。特に、一級河川である雄物川・米代川・子吉川などの上流部の流域は、荒廃地が多く土砂の発生源となっている。これらの背景から、秋田県には多くの土砂災害危険箇所が存在する。

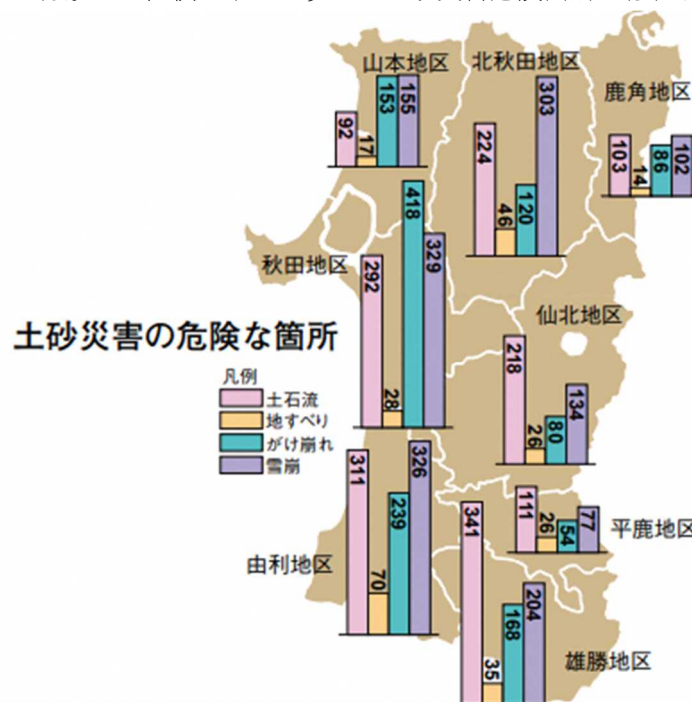


図 6：秋田県における土砂災害危険箇所²¹

秋田県は、前述の通り、土砂災害が発生しやすいという地理的要因に加え、秋田県の砂防関係施設の老朽化が進行しているという課題がある。そこで、秋田県では、各砂防関係施設の安全性評価、計画的な維持管理・修繕工事を行い、砂防関係施設の安全性及を確保しつつ経済性を考慮した「秋田県砂防関係施設長寿命化計画」を策定し、開示している。本計画では砂防堰堤 1,243 基、地すべり防止施設 1,268 施設、急傾斜地崩壊防止施設 2,244 施設を対象としている。本計画において、秋田県では各区域内にある砂防施設の健全度評価、巡視、蓄積した点検データに基づく劣化予測を行い、対策を行う計画を立てている。各地域内の砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設は、総数、内訳共に明確に把握されており、これらの設備が健全な状態で機能し続けることにより、土砂災害の発生及び被害を低減化させることに寄与する。

²¹ 出典：秋田県「あきたの砂防 2022 年版」 <https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/2702>

秋田県は、社会資本総合整備計画「ハード対策施設の設置・改築等による土砂災害対策推進（防災・安全）」において、土砂災害対策実施箇所の目標として、2022年度末 826 箇所（すべての土砂災害危険箇所数に対する対策が概成した箇所数の割合：25%）から、2024年度末までにかけて 838 箇所（同 25%）にまで増やす目標を掲げており、本項の資金使途はこの目標に貢献する。

【海岸防災対策事業】

秋田県は、本フレームワークにおいて、波浪による侵食被害を抑制するための離岸堤、護岸、人工リーフの整備を資金使途の対象としている。

秋田県の沿岸は、毎年冬になると北西からの季節風が吹き荒れ、これによって発達した高波が押し寄せる。また、台風来襲時の高潮、高波でも大きな被害を伴うときがある。近年は、雄物川、米代川、子吉川といった一級河川から土砂が流れ出てしまうことで、天然の防災施設である砂浜の幅が減少し、越波の危険性が増大している。

秋田県は、海岸法の改正に伴い策定された「秋田県沿岸海岸保全基本計画」において、冬季季節風による波浪、台風来襲時などの高潮、高波に加え、地震及びそれに伴う津波といった災害発生要因から、背後地の人命、資産、土地を守ることを防護の目標とし、海岸保全施設を整備する区域を定めている。秋田県は、被害軽減という観点において、「現況の砂浜幅の確保」が「背後の人命、財産の安全性確保」につながることから、現況の砂浜幅を確保するため、地域海岸毎に必要な海岸保全施設の整備を本資金使途としている。以上より、本資金使途は秋田県沿岸海岸保全基本計画の方針と整合している。

【治山事業】

秋田県は、本フレームワークにおいて、山地災害や地すべりによる被害防止などを図るため、溪間工（治山ダム工、土留工等）、山腹工、防災林、保安林の整備を資金使途の対象としている。なお、治山事業は保安林のエリアが事業の対象となり、通常砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業はそれ以外のエリアが事業の対象になる。

秋田県は、前述の通り、1,000～2,000m 級の山々に北・東・南を囲まれている。山間部は、地形的に急峻で脆弱な地質に覆われ、豪雨等による溪流の荒廃や地すべり等の災害が多く発生している。

秋田県は、治山事業は、森林の維持造成を通じて山地に起因する災害から人命・生活を防護するための事業であるとの考えのもと、一級河川の区域ごとに策定されている「森林整備保全事業計画」に基づき、計画的に推進している。秋田県は、各計画において、治山事業施行地区数の目標値を定めて掲げており、本項の資金使途はこの目標に貢献する。

以上より、資金使途 1～3 はグリーン性を有していると JCR は評価している。

2. 環境・社会に対する負の影響について

秋田県では、本フレームワークにおいて資金使途の対象としているプロジェクトのネガティブな影響を認識しており、事業実施に際して発生し得る環境・社会面に与える影響を検証している。秋田県による検証の結果、環境・社会面に与えるネガティブな影響が少ないと判断されるものが資金使途の対象となるプロジェクトとして選定される。

表 1：想定されるリスク、及びリスクへの対応策

想定される主なリスク	リスクへの対応策
①工事に伴う騒音、振動	環境影響評価制度の対象となる大規模な事業については、住民や関係自治体などの意見を聴きながら、事業が環境に及ぼす影響について調査、予測及び評価する。
②生態系への悪影響	絶滅危惧種、猛禽類等の情報によって生息域調査を実施する。 絶滅危惧種、猛禽類等の生息域の工事を取りやめるか、繁殖行動に影響を与えないよう繁殖期間外に工事を実施する等の配慮をする。
③労働者の事故	受注者へ安全施工措置を求める。
④廃棄物排出、大気汚染による悪影響	廃棄物処理法、大気汚染防止法の遵守

グリーン／ブループロジェクト

適格プロジェクト	想定される主なリスク
A) 能代港ふ頭用地造成事業（海洋再生可能エネルギー発電設備の導入拡大）	①②③④

グリーンプロジェクト

適格プロジェクト	想定される主なリスクとリスクへの対応策
B) 工業団地整備事業（全ての電力を再生可能エネルギーで供給する再生可能エネルギー工業団地を整備）	①③④
C) 林道事業（持続可能な森林経営に向けて、林道、林業専用道の整備）	①③④
D) ①河川改修事業、②県単河川改良、③県単河川等環境維持修繕事業（河道の掘削等）	①③④
E) 通常砂防事業	①③④
F) 地すべり対策事業	①③④
G) 急傾斜地崩壊対策事業	①③④
H) 海岸防災対策事業	①③④
I) 治山事業	①③④

能代港ふ頭用地造成事業に関しては、埋立てが実施され、水域の一部が消失する。埋立ては一般的に生態系を破壊するものとされているが、秋田県は前述の通り、環境影響評価を行っている。その結果、動植物に関して、生息環境が一部減少するものの、周辺に同様の環境が分布しているほか、

工事により出現した護岸が新たな生息基盤になることから、生息状況への影響は小さく、当該海域から消滅することはないことなどを確認している。

以上より、JCR は、資金使途の対象となるプロジェクトの環境及び社会に対する負の影響について適切に配慮されていることを確認するとともに、プロジェクトごとに適切な回避・緩和策が講じられていると評価している。

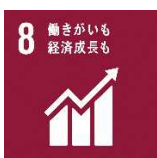
3. SDGs との整合性について

ICMA の SDGs マッピングを参考にしつつ、JCR では、以下の SDGs の目標及びターゲットに貢献すると評価した。



目標 7：エネルギーをみんなに そしてクリーンに

ターゲット 7.2. 2030 年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。



目標 8：働きがいも経済成長も

ターゲット 8.4. 2030 年までに、世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善させ、先進国主導の下、持続可能な消費と生産に関する 10 年計画枠組みに従い、経済成長と環境悪化の分断を図る。



目標 9：産業と技術革新の基礎をつくろう

ターゲット 9.4. 2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う。



目標 11：住み続けられる街づくりを

ターゲット 11.a. 各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。



目標 13：気候変動に具体的な対策を

ターゲット 13.1. すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。



目標 14：海の豊かさを守ろう

ターゲット 14.2. 2020 年までに、海洋及び沿岸の生態系に関する重大な悪影響を回避するため、強靱性（レジリエンス）の強化などによる持続的な管理と保護を行い、健全で生産的な海洋を実現するため、海洋及び沿岸の生態系の回復のための取組を行う。

ターゲット 14.3. あらゆるレベルでの科学的協力の促進などを通じて、海洋酸性化の影響を最小限化し、対処する。

目標 15：陸の豊かさも守ろう



ターゲット 15.1. 2020 年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。

ターゲット 15.2. 2020 年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。

ターゲット 15.4. 2030 年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実にを行う。

I. 資金使途の選定基準とそのプロセス

【評価の視点】

本項では、本評価対象を通じて実現しようとする目標、グリーンプロジェクトの選定基準とそのプロセスの妥当性及び一連のプロセスが適切に投資家に開示されているか否かについて確認する。

▶▶▶ 評価対象の現状と JCR の評価

JCRは本フレームワークにおける目標、グリーンプロジェクトの選定基準、プロセスについて、専門知識をもつ部署及び幹部が適切に関与していると判断している。

1. 目標

秋田県は、気候変動対策として、温室効果ガスを出さない再生可能エネルギー事業（資金使途 1）、温室効果ガスを吸収する森林に関する事業（資金使途 2）、そして、温室効果ガスに起因する気候変動による災害を軽減化する気候変動への適応事業（資金使途 3）の 3つを資金使途とする本フレームワークを策定した。本フレームワークで示された資金使途 1 及び資金使途 2 は県の最上位計画である新秋田元気創造プランにおける選択・集中プロジェクトとして位置付けられる、「カーボンニュートラルへの挑戦」に資すると考えられる。また、資金使途 3 は、同プランにおける今後も着実かつ継続的に取り組むべき基本政策の「防災減災」に該当すると考えられる。

新秋田元気創造プランを環境分野から推進するため、秋田県は基本方針を定めた「秋田県環境基本計画」を策定している。環境基本計画は秋田県における環境に関しての最上位計画であり、本県の他の計画のうち環境関連の事項については、環境基本計画と連携を図りながら取り組むこととしている。環境基本計画は、秋田県の広大な県土と豊かな自然に恵まれた環境特性、地球規模の環境問題の顕在化、そして、人口減少や少子高齢化を克服しなければならない県の課題を踏まえ、持続可能な地域社会の構築に向けて、これまでの環境保全等の取組のさらなる推進、地域循環共生圏の考え方の導入、社会問題に対応した環境施策の計画により、環境・経済・社会の総合的な向上を目指している。この目標を実現するため、4 つの基本方針を定め、各方針について具体的な事業を特定している。本フレームワークで示された資金使途は、基本方針の「自然と人との共生可能な社会の構築」及び「地球環境保全への積極的な取組」に資すると考えられ、本計画における目標を推進する取り組みであると捉えている。

以上より、グリーン／ブルーファイナンス実行の目的は、秋田県の掲げる目標や計画と整合的であると JCR では評価している。

2. 選定基準

本フレームワークにおける適格クライテリアは、本レポートの評価フェーズ 1 で記載の通りである。JCR はプロジェクトの選定基準が適切であると評価している。

3. プロセス

プロセスにかかる本フレームワーク（抜粋）

4. プロジェクトの評価と選定プロセス

本県グリーン／ブルーファイナンス・フレームワークに基づき調達する資金の対象となるプロジェクトは、地方自治法及び関係諸法令に基づき策定され、必要な議会での審議を経て議決され、予算として計上されているものです。

対象となる各プロジェクトはカーボンニュートラルの実現や気候変動への適応など、環境問題への国や世界的な潮流を踏まえた上で、総務部財政課が各部局等にヒアリングを行い、環境面での便益が見込まれる事業を抽出し対象プロジェクトを選定します。

【本フレームワークに対する JCR の評価】

本フレームワークにおける適格プロジェクトは、資金調達の担当部署である総務部財政課が候補プロジェクトを抽出し、財政課長検討、総務部長検討を経て、知事の上承を経て総務部財政課が決定している。

グリーン／ブルーファイナンスで調達した資金を充当するプロジェクトの決定方法については、総務部財政課が適格プロジェクトとの適合性と、各事業の執行状況を担当課からヒアリングした上で、財政課長の承認を経て総務部財政課が決定する。

プロジェクトのグリーン性については、県庁内の関係各部によって判断が行われていること、また資金対象となるプロジェクトは知事の上承や財政課長の承認といった役職者の関与を含む庁内のプロセスを経て決定することより、選定プロセスは適切であると JCR では評価している。

なお、秋田県はグリーン／ブルーファイナンスに関する目標、基準、プロセスについて、本フレームワークをウェブサイト公表することによって投資家等に説明することを予定している。これより、透明性も高いと JCR は評価している。

II. 調達資金の管理

【評価の視点】

調達資金の管理方法は、資金調達者によって多種多様であることが通常想定される。本評価対象に基づき調達された資金が、確実にグリーンプロジェクトに充当されること、また、その充当状況が容易に追跡管理できるような仕組みと内部体制が整備されているか否かを確認する。

また、本評価対象により調達した資金が、早期にグリーンプロジェクトに充当される予定となっているか否か、加えて未充当資金の管理・運用方法の評価についても重視している。

▶▶▶ 評価対象の現状と JCR の評価

JCRでは、秋田県の資金管理体制が適切に構築されており、調達資金の管理方法については本評価レポートにおいて開示されることから、透明性が高いと評価している。

資金管理にかかる本フレームワーク

5. 調達資金の管理

地方自治法に基づき、地方公共団体における各会計年度における歳出はその年度の歳入（地方債によって調達された資金もこれに含む）をもってこれに充てられます。また、個別の充当状況に関しては、各部局と連携して総務部財政課で把握を行い、発行超過等が起こらないよう管理します。会計年度の終了時には、対象プロジェクトを含む秋田県の全ての歳入と歳出について、執行結果と決算関係書類が作成され、県の監査委員による審査を受けます。その後、監査委員の意見とともに決算関係書類は県議会に提出され、議会の認定に付されます。

適格プロジェクトの資金充当については、本県の会計制度に基づき歳入予算の経理区分（款、項、目、節）で分類し帳簿上資金使途と支出額を明確にしながら管理を実施します。

万一、未充当資金が発生した場合には充当されるまで、県の規定に基づき安全性の高い金融資産で運用されます。

【本フレームワークに対する JCR の評価】

秋田県はグリーン／ブルーファイナンスによる調達を行った年度中に、適格クライテリアを満たすプロジェクトに充当する。適格プロジェクトへの資金の充当については、総務部財政課が行い、事業ごとに予算計上額、総務大臣に対する起債届出額、起債額、翌年度繰越額、不用額等を整理した一覧表により充当対象のプロジェクトおよび充当額を管理することとしている。個別のプロジェクトに充当されるまでの間、調達資金は現金または現金同等物の安全性の高い手段で管理されることとなっている。

調達資金の追跡管理については、年度末に、当年度の最終の充当額を財政課長に確認することとしている。加えて、県の監査委員による審査が実施され、その後、決算関係書類は県議会に提出され認定される。したがって、適切な統制が働くと考えられる。

調達したグリーン／ブルーファイナンスに関する書類は、30年間保存される。本フレームワークにおけるファイナンスの年限は最大30年としているため、書類の管理も適切である。

以上より、秋田県による資金管理は適切であるとJCRでは評価している。

III. レポーティング

【評価の視点】

本項では、本評価対象に基づく資金調達前後での投資家への開示体制が、詳細かつ実効性のある形で計画されているか否かを評価する。

▶▶▶ 評価対象の現状と JCR の評価

JCRでは、秋田県のレポーティングについて、資金の充当状況及び環境改善効果の両方について、投資家に対して適切に開示される計画であると評価している。

レポーティングにかかる本フレームワーク（抜粋）

6. レポーティング

（資金充当レポーティング）

調達資金の充当結果について、全額充当までの期間において本県のウェブサイト上にて毎年開示もしくは貸し手に対して開示（ローンの場合のみ）する予定です。

（インパクトレポーティング）

調達資金を充当した適格プロジェクトにおける環境への効果について、調達資金が全額充当されるまでの期間において、下表2の項目を実務上可能な範囲で毎年継続的に報告します（ローンの場合は貸し手に対してのみ報告します）。なお、年度内に充当完了を予定していますので、基本的に起債後翌年度の議会での決算承認後のレポーティング1回を想定しています。

表2 インパクトレポーティングの項目

	対象プロジェクト例	レポーティング項目（例）
①	A) 能代港ふ頭用地造成事業 B) 工業団地整備事業	A) 整備面積、整備延長 B) 整備面積
②	C) 林道事業	C) 林道整備箇所数、整備延長
③	D) ①河川改修事業、②県単河川改良、③県単河川等 環境維持修繕事業（河道の掘削） E) 通常砂防事業 F) 地すべり対策事業 G) 急傾斜地崩壊対策事業 H) 海岸防災対策事業 I) 治山事業	D) 実施した事業箇所数 E) 実施した事業箇所数 F) 実施した事業箇所数 G) 実施した事業箇所数 H) 実施した事業箇所数 I) 実施した事業箇所数

【本フレームワークに対する JCR の評価】

資金の充当状況に係るレポートニング

グリーン／ブルーファイナンスによる調達資金の使途は、IR 資料や県公式ホームページ中の専用ページでの開示を予定しており、事前に投資家等に説明される。また、秋田県は、グリーン／ブルーファイナンスの資金使途の充当状況を県公式ホームページ中の専用ページにおいて年次で開示を行う予定である。仮に資金使途の充当計画に大きな変更が生じた場合については、その旨の開示も行われる予定である。

環境改善効果に係るレポートニング

秋田県では、資金使途の対象事業にかかるインパクトレポートニングとして、本フレームワークに定める内容を年次で秋田県の公式ホームページ中の専用ページにて開示予定である。レポートニング内容は、定量的に効果を把握できる設定となっており、適切な開示の対象が特定されている。

以上より、JCR は、本フレームワークで定めたレポートニング体制が適切であると評価している。

IV. 組織のサステナビリティへの取り組み

【評価の視点】

本項では、資金調達者の経営陣がサステナビリティに関する問題について、経営の優先度の高い重要課題と位置づけているか、サステナビリティに関する分野を専門的に扱う部署の設置又は外部機関との連携によって、サステナビリティファイナンス実行方針・プロセス、グリーンプロジェクトの選定基準などが明確に位置づけられているか、等を評価する。

▶▶▶ 評価対象の現状と JCR の評価

JCRでは、秋田県がサステナビリティに関する問題を県政の重要課題と位置付け、外部の専門家の知見を取り入れてサステナビリティに関する取組を推進していると評価している。

秋田県の総人口は、1956年の135万人をピークに減少に転じ、2020年10月の人口は約95万人である。2000年の国勢調査以降5回連続で全国最大の人口減少率を記録した。人口減少により経済規模が縮小するという課題が深刻化する中、県政運営の指針である「～大変革の時代～ 新秋田元気創造プラン(2022～2025年度)」において、「人口減少問題の克服」を県の最重要課題としている。本プランにおいて、時代の潮流や社会経済情勢の変化に対応するために重点的に取り組むべき重点戦略を定め、重点戦略に基づく取組のうち、特に注力すべきものとして行政資源を効果的・効率的に投入するものを「選択・集中プロジェクト」に位置付けている。「選択・集中プロジェクト」のひとつである「カーボンニュートラルへの挑戦」について、秋田県は、気候変動への対応は、地球温暖化防止への貢献のみならず、再生可能エネルギー事業者の参入に代表されるような産業振興による地方創生の足掛かりになると認識している。秋田県は、風況や火山地帯への近さから、洋上風力発電や地熱発電の適地となっている。また、豊富な森林資源が、CO₂の吸収源としても脚光を浴びている。これらの豊富なポテンシャルを活かすことが、「真の地方創生」として認識しており、それによる「経済と環境の好循環」の実現に向けて、県として横断的に取組を推進している。

脱炭素に向けた目標としては、国が温室効果ガス排出削減目標を46%に引き上げた2021年の翌年度、秋田県は「第2次秋田県地球温暖化対策推進計画(2022～2030)」において、2030年度における秋田県の温室効果ガス排出量を2013年度比で54%削減することを掲げた。この54%という数値目標は、秋田県が各分野の施策による削減見込み量と豊富な森林資源を活かした森林吸収量を積み上げた結果であり、国の目標より野心的なものとなっている。排出削減に向けては、再生可能エネルギーの導入促進、省エネルギー対策の推進、多様な手法による地球温暖化対策の推進(森林整備等の吸収源対策、廃棄物・フロン類等対策)に取り組む。

秋田県は2023年7月の豪雨災害を受け、気候変動対策は喫緊の課題であると認識を強めている。本フレームワークの資金使途は、温室効果ガスの削減、温室効果ガスの吸収、そして、温室効果ガスに起因する気候変動災害の軽減化という気候変動対策の3側面をカバーしており、これらのプロジェクトを中心として、気候変動対策を全方位的に取り組んでいく姿勢である。

気候変動への対応は、各部署が所管事業に関して責任をもって取り組みを推進している。各部署の温暖化対策に関する施策の共有と総合調整は、地球温暖化対策推進庁内会議にて行われる。本会議は、生活環境部温暖化対策課長が会長となり、県庁の各部署の主管課長(部を代表する総括課の

位置付け)及び案件の関係課長を招集し、年2回程度開催している。また、生活環境部長をセンター長とし、温暖化対策課と試験研究機関である健康環境センターが事務局を務めるかたちで秋田県気候変動適応センターを組織し、気候変動適応に関する各種情報の整理・発信を行っている。

県政全般に関する方向性を示した新秋田元気創造プランは、企画振興部総合政策課が取りまとめを担当しており、学識経験者、市町村長代表者の外部委員の意見を踏まえて、県議会の議決を経ている。環境施策の基本的な方向性を示した「第3次秋田県環境基本計画」は、生活環境部環境管理課が、また、「第2次秋田県地球温暖化対策推進計画」は、生活環境部温暖化対策課がそれぞれ担当している。計画の策定に当たっては、県民・市町村・有識者等からの意見聴取や県議会への説明のほか、秋田県環境審議会への諮問・答申を行っている。

また、秋田県では、環境基本計画において、環境・経済・社会の課題は相互に関連し、複雑化してきているため、県民、事業者、民間団体、行政などの各主体のパートナーシップ及び積極的な参画なくして解決が図れないことから、それぞれの主体が果たすべき役割や環境保全に向けた取組の指針を示している。事業者等の積極的な参画を促す取組の1つとして、2021年度に、事業活動などを通じてSDGsの達成に意欲的に取り組む県内の企業や団体、自治体等を登録・PRする秋田県独自の制度「秋田県SDGsパートナー登録制度」を創設している。また、翌年度には県内におけるSDGs達成に向けた取組の普及・質の向上を促進するため、優れた取組を行う県内企業等を表彰する「あきたSDGsアワード2022」を実施した。このように、県内企業へのSDGs達成に向けた取組のエンゲージメントについても積極的に行っている。

以上より、JCRでは、秋田県が環境問題を環境保全や地球温暖化防止への貢献に加え、県の社会課題を解決する上でも重要と認識しており、県政の方針および具体的な施策を通じて環境問題の課題解決に取り組んでおり、その取り組みは外部の専門家の意見を踏まえて策定された計画をもとに行われていると評価している。

評価フェーズ 3: 評価結果 (結論)

Green 1(F) / Blue 1(F)

本フレームワークについて、JCR グリーンファイナンス評価手法に基づき「グリーン性評価（資金使途）」を“g1(F)”、「管理・運営・透明性評価」を“m1(F)”とした。この結果、「JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価」を“Green 1(F)”とした。また、同評価手法に基づき、本フレームワークのブループロジェクトについては、「ブルー性評価（資金使途）」を“b1(F)”、「管理・運営・透明性評価」を“m1(F)”とした。この結果、「JCR ブルーファイナンス・フレームワーク評価」を“Blue 1(F)”とした。本フレームワークは、「グリーンボンド原則」、「グリーンローン原則」、「グリーンボンドガイドライン」、「グリーンローンガイドライン」、「ブルーファイナンスガイドライン」及び「持続可能なブルーエコノミーファイナンス原則」において求められる項目について基準を満たしていると考えられる。

【JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価マトリックス】

		管理・運営・透明性評価				
		m1(F)	m2(F)	m3(F)	m4(F)	m5(F)
グリーン性評価	g1(F)	Green 1(F)	Green 2(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)
	g2(F)	Green 2(F)	Green 2(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)
	g3(F)	Green 3(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)	評価対象外
	g4(F)	Green 4(F)	Green 4(F)	Green 5(F)	評価対象外	評価対象外
	g5(F)	Green 5(F)	Green 5(F)	評価対象外	評価対象外	評価対象外

【JCR ブルーファイナンス・フレームワーク評価マトリックス】

		管理・運営・透明性評価				
		m1(F)	m2(F)	m3(F)	m4(F)	m5(F)
ブルー性評価	b1(F)	Blue 1(F)	Blue 2(F)	Blue 3(F)	Blue 4(F)	Blue 5(F)
	b2(F)	Blue 2(F)	Blue 2(F)	Blue 3(F)	Blue 4(F)	Blue 5(F)
	b3(F)	Blue 3(F)	Blue 3(F)	Blue 4(F)	Blue 5(F)	評価対象外
	b4(F)	Blue 4(F)	Blue 4(F)	Blue 5(F)	評価対象外	評価対象外
	b5(F)	Blue 5(F)	Blue 5(F)	評価対象外	評価対象外	評価対象外

(担当) 菊池 理恵子・後藤 遥菜

本評価に関する重要な説明

1. JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が付与し提供する JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価は、グリーンファイナンス・フレームワークで定められた方針を評価対象として、JCR の定義するグリーンプロジェクトへの適合性ならびに資金使途等にかかる管理、運営及び透明性確保の取り組みの程度に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明です。したがって、当該方針に基づき実施される個別債券又は借入等の資金使途の具体的な環境改善効果及び管理・運営体制・透明性評価等を行うものではなく、当該フレームワークに基づく個別債券又は個別借入につきグリーンファイナンス評価を付与する場合は、別途評価を行う必要があります。また、JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価は、当該フレームワークに基づき実施された個別債券又は借入等が環境に及ぼす改善効果を証明するものではなく、環境改善効果について責任を負うものではありません。グリーンファイナンス・フレームワークにより調達される資金の環境改善効果について、JCR は発行体及び/又は借入人（以下、発行体と借入人を総称して「資金調達者」という）、又は資金調達者の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定される事項を確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。なお、投資法人等で資産がすべてグリーンプロジェクトに該当する場合に限り、グリーンエクイティについても評価対象に含むことがあります。

2. 本評価を実施するうえで使用した手法

本評価を実施するうえで使用した手法は、JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「サステナブルファイナンス・ESG」に、「JCR グリーンファイナンス評価手法」として掲載しています。

3. 信用格付業にかかる行為との関係

JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価を付与し提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、又は閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価上の第三者性

本評価対象者と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、資金調達者及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、又はその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であると問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、又は当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であることを問わず、一切責任を負いません。JCR グリーンファイナンス評価は、評価の対象であるグリーンファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、JCR グリーンファイナンス評価は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCR グリーンファイナンス評価は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、又は撤回されることがあります。JCR グリーンファイナンス評価のデータを含め、本文書にかかる一切の権利は、JCR が保有しています。JCR グリーンファイナンス評価のデータを含め、本文書の一部又は全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価：グリーンファイナンス・フレームワークに基づき調達される資金が JCR の定義するグリーンプロジェクトに充当される程度ならびに当該グリーンファイナンスの資金使途等にかかる管理、運営及び透明性確保の取り組みの程度を評価したものです。評価は5段階で、上位のものから順に、Green 1(F)、Green 2(F)、Green 3(F)、Green 4(F)、Green 5(F)の評価記号を用いて表示されます。

■サステナビリティファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・環境省 グリーンファイナンス外部レビュー者登録
- ・ICMA（国際資本市場協会）に外部評価者としてオブザーバー登録
- ・UNEP FI ポジティブインパクト金融原則 作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier（気候債イニシアティブ認定検証機関）

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会定める NRSRO（Nationally Recognized Statistical Rating Organization）の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.

信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座5-15-8 時事通信ビル